



平成25年4月26日

各位

上場会社名 中部電力株式会社  
代表者 代表取締役社長 水野 明久  
(コード番号 9502)  
問合せ先責任者  
経営戦略本部  
設備総合計画グループ長 伊藤 久徳  
(TEL052-951-8211)

## 浜岡原子力発電所における新規制基準への対応に向けた取り組み (取水槽他の溢水対策の実施等)

現在、原子力規制委員会では、新規制基準の策定が進められており、平成25年4月10日には新規制基準の規則条文案が公表されました。規則条文案には、当社が現在取り組み中の津波対策やフィルタベント設備の設置をはじめとするシビアアクシデント対策に加えて、さらなる対策や具体的な対応について検討を要する要求事項が含まれております。当社は、新規制基準に速やかに適合することを目指し、規制委員会による策定状況を引き続き注視しながら、必要な対応について順次検討を進めてまいります。

フィルタベント設備の設置をはじめとするシビアアクシデント対策については、3,4号機に対し、平成26年度末の対策完了を目標に進めてまいります。

また、当社は、規則条文案に示された津波に対する設計方針を踏まえ、このたび、「取水槽他の溢水対策」を実施することを決定いたしました。これについても、平成26年度末の完工を目標に取り組んでまいります。

### 1 新規制基準に対する検討状況

当社は、平成23年7月に津波対策を公表して以来、平成24年12月には防波壁の嵩上げをはじめとする津波対策の強化やフィルタベント設備の設置をはじめとするシビアアクシデント対策の実施を決定する等、継続的な安全性の向上を目指して、自主的に対策を進めてまいりました。

一方、原子力規制委員会は、新規制基準の策定を進めており、平成25年4月10日には新規制基準の規則条文案が公表されました。この規則条文案には、当社が現在取り組み中の津波対策やシビアアクシデント対策に加えて、さらなる対策や具体的な対応について検討を要する要求事項が含まれております。具体的には、津波に対する設計方針として示された「耐震重要度Sクラスに属する施設の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達、流入させないこと。また、取水路、放水路等の経路から流入させないこと。」との要求事項のほか、「可搬設備（電源・注水）の強化」や「緊急時制御室の設置」などがあります。

当社は、新規制基準に速やかに適合することを目指し、規制委員会による策定状況を引き続き注視しながら、必要な対応について順次検討を進めてまいります。

## 2 シビアアクシデント対策の取り組み状況

平成 24 年 12 月に公表したフィルタベント設備の設置をはじめとするシビアアクシデント対策については、3,4 号機に対し、基本仕様の検討を終え、本年 6 月の着工に向けて必要な国の認可手続きを進めているところであり、平成 26 年度末の対策完了を目標に進めてまいります。なお、5 号機についても、主復水器細管損傷による海水流入事象への対応等を考慮しつつ、具体的な検討を進めております。

## 3 取水槽他の溢水対策の実施

当社は、規則条文案に示された津波に対する設計方針を踏まえ、3～5 号機の取水槽の周囲に溢水防止壁を設けるなどの「取水槽他の溢水対策」を平成 26 年度末の完工を目標に実施することといたしました。

これに伴い、津波の浸入による敷地内の浸水防止対策を強化（「浸水防止対策 1」の強化）するために実施することとしていた「海水取水ポンプエリアの防水壁の高さ変更（1.5m→3m）」（平成 24 年 12 月公表）は、実施を取り止めます。

なお、これによる当期の業績への影響は軽微であります。

当社は引き続き、浜岡原子力発電所の安全性をより一層向上させる取り組みを着実に進めるとともに、その内容を丁寧にご説明することで、地元をはじめ社会の皆さまの安心につながるよう、全力で取り組んでまいります。

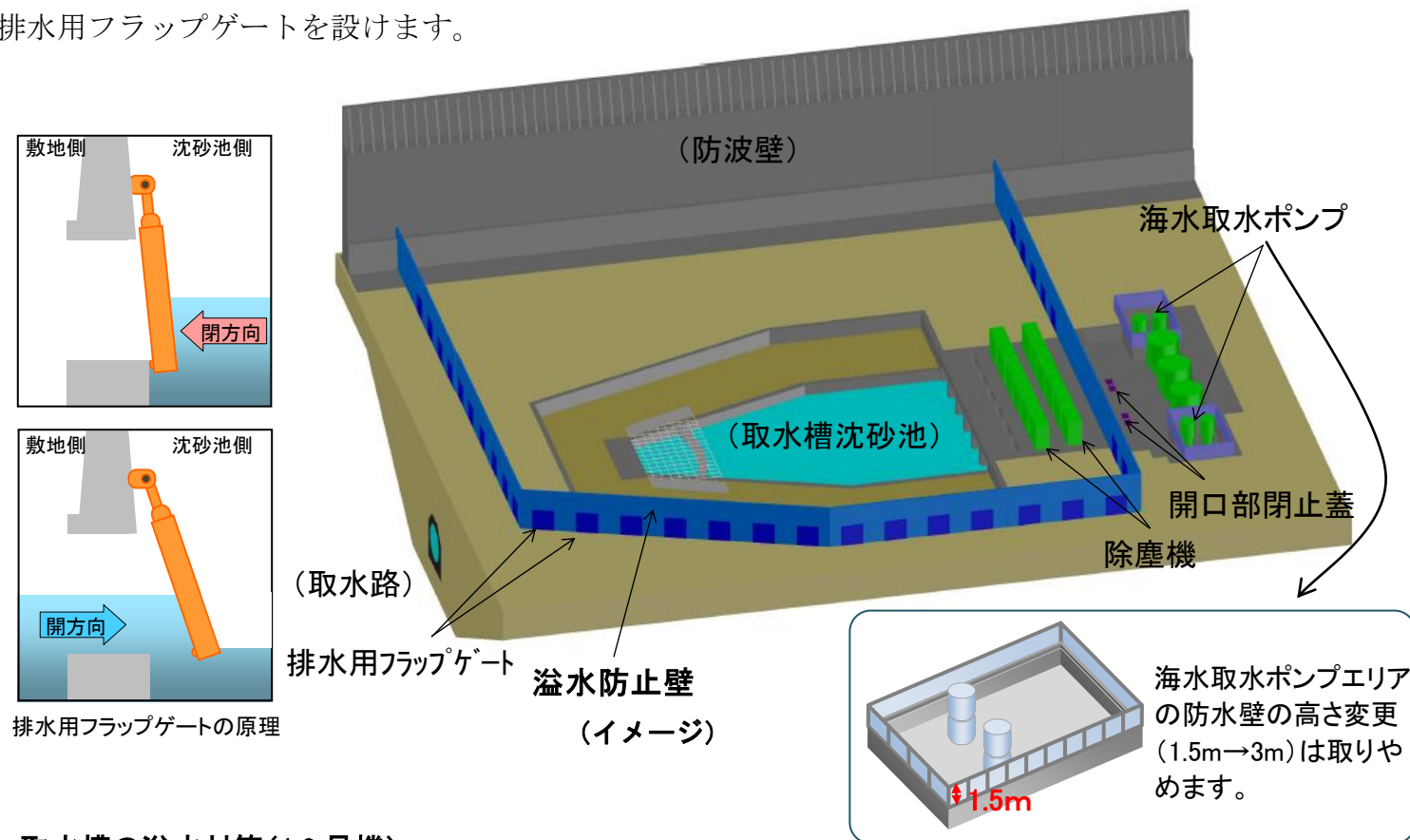
別紙 取水槽他の溢水対策の概要

以 上

### 取水槽他の溢水対策の概要

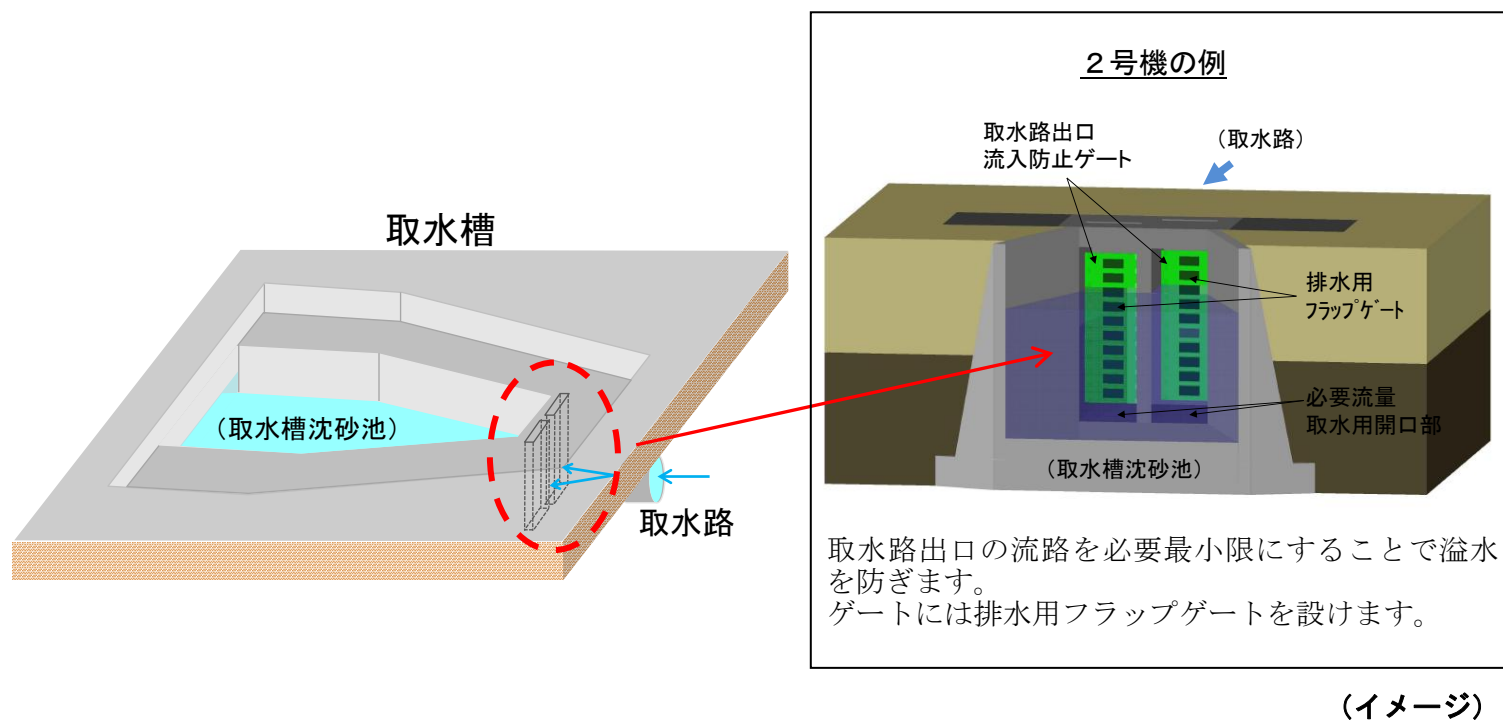
#### 1 取水槽の溢水対策(3~5号機)

津波による取水槽からの溢水を防ぐため、3~5号機の取水槽の周囲に溢水防止壁を設けます。  
なお、万一、津波が防波壁を越流し敷地が浸水した場合の排水機能を維持するため、溢水防止壁には、排水用フラップゲートを設けます。



#### 2 取水槽の溢水対策(1,2号機)

運転を終了している1,2号機については、運転時より必要となる取水量が減少していることから、取水路の出口の流路を必要最小限にするための取水路出口流入防止ゲートを設置します。



#### 3 開口部の閉止

海とつながる開口部からの溢水を防ぐため、開口部の閉止を行います。これまでに放水ピット等の大きな開口部については閉止を完了しておりますが、今後、その他の開口部についても溢水対策を実施します。

